

湘北短期大学同窓会「みずき会」会則

第1章 名称及び本部の所在地

第1条

本会は湘北短期大学同窓会「みずき会」と称し、本部を神奈川県厚木市温水428番地湘北短期大学内に置く。

第2章 目的

第2条

本会は会員相互の親睦をはかり、会員と母校との連絡を緊密にし、湘北短期大学の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

第3条

本会は前条の目的を達成するために、会員への情報の提供を行う。

第4章 会員

第4条

本会の会員は名誉会員、正会員並びに準会員とする。

1. 正会員 湘北短期大学の卒業生とする。
2. 準会員 湘北短期大学の在學生とする。
3. 名誉会員 湘北短期大学の専任教員及び旧教員並びに職員とする。

第5章 役員及び組織

第5条

本会は次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 若干名 |
| 3. 書記 | 2名 |
| 4. 会計 | 2名 |
| 5. 会計監査 | 1名 |
| 6. 幹事 | 若干名 |
| 7. 名誉会長 | 1名 |
| 8. 顧問 | 若干名 |

第6条

1. 名誉会長には湘北短期大学学長を推戴する。顧問は名誉会長が名誉会員の中から委嘱する。
2. 名誉会長及び顧問を除く役員は幹事会において候補者を選出し総会の承認を得るものとする。
3. 幹事は第14条による各学科同窓会の役員の中から若干名を選出する。

第7条

1. 会長は本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は会長の職務を代行する。幹事は本会の運営に必要な職務を分担する。
2. 会長、副会長および幹事会を構成する。会長は幹事会を主宰事業の執行に当たる。
3. 名誉会長及び顧問は必要に応じて本会の各種の会合に出席して、枢機に参画する。
4. 会計は本会の会計事務を管掌する。
5. 会計監査は本会の会計を監査し、幹事会及び総会に報告する。

第8条

1. 名誉会長及び顧問を除く第5条の役員の任期は2年とし再任を妨げない。
2. 会長、副会長、会計、会計監査に欠員を生じた場合には、第6条の規定に従いこれを補充することができる。但しその任期は前任者の残存任期とする。
3. 幹事に欠員を生じた場合には、幹事会で補充することができる。但しその任期は前任者の残存任期とする。

第 9 条

本会の事業遂行上必要のある時は、各種の委員会を設けることができる。

第 6 章 総会

第 10 条

総会は定時総会及び臨時総会とする。

第 11 条 定時総会は毎年一回会長がこれを招集し、本会の事業経過、収支決算、会計監査の報告、役員選出、予算その他の議案を審議する。

第 12 条 会長が必要と認めた場合には、議案を示して臨時総会を招集することができる。

第 13 条 総会は出席人数をもって成立し、議案の可決には出席正会員の過半数の賛成を必要とする。

第 7 章 連絡部会及び支部

第 14 条

本会の正会員が 20 名以上居住する地区には、総会の承認を経て支部を置くことができる。

第 8 章 会費及び会計

第 15 条

本会の経費は会費・寄付金・その他の収入を以ってこれに充てる。

第 16 条 本会の会費は細則による。

第17条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日までとする。

第9章 補則

第18条

本会則の改正は総会の議決による。

第19条 この会則の施行についての細則は、幹事会において別に定める。

第10章 付則

第20条

この会則は昭和63年10月1日より施行する。

平成21年10月24日改定

平成23年5月14日 改定

平成26年7月12日 改定

湘北短期大学同窓会「みずき会」

細則

第1条 本会の会費は4,000円とし、卒業時に納める。